

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 6 年 2 月 2 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ジクロロメゾチアズ及びジメスルファゼット

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 5 年 7 月 26 日（水）～ 令和 5 年 9 月 12 日（火）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 4 件
- ・郵送 0 件

(2) 提出意見の総数 3 件

寄せられた意見のうち 1 件は、本意見募集対象の案とは関係のないものであったことから提出意見に該当しないものと判断した。

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>これ以上農薬の基準を緩める方向にしないでください。</p> <p>私は過去農薬によって健康被害を受けたことがあります。体がもとに戻るまでに数年を要しました。</p> <p>諸外国は農薬を規制する方向なのに日本は逆行しています。</p> <p>外国の基準を参考にし、それよりも厳しい基準を設定するようお願いいたします。</p>	<p>農薬の登録にあたっては、ヒトや環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、</p>
2	<p>農薬の残留基準値はなるべく低くするべきでしょう。</p>	<p>飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたってヒトの健康に影響が及ばない値として設定されています。設定に当たっては、農薬の成分の公共用水域における環境中予測濃度（水濁PEC：水質汚濁の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認しています。</p>
3	<p>ジメスルファゼットについては、「水濁 PEC は 0.0040 mg/L であり、登録基準値 0.010 mg/L を超えないことを確認した。」ということですが、結構近い数字です。ちょっと濃ければ（2.5倍濃ければ）、水濁 PEC は 0.010 になります。こうしたことを避けるために基準値は 10 倍厳しくすべきです。</p>	<p>ジメスルファゼットについては、第一段階の水濁 PEC は登録基準値を超えていないものの、近接していたことから、より精緻な値となる第二段階の水濁 PEC を算出しております。その結果、第二段階の水濁 PEC は 0.00027 mg/L であり、登録基準値 0.010 mg/L と比較し、十分に低いことを確認しております。</p> <p>詳細は中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第 88 回）資料 4 をご覧ください。</p>